



平成 27 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号：6 1 4 1 東証第一部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 経 理 財 務 本 部 長 近 藤 達 生
(TEL 0 5 2 - 5 8 7 - 1 8 1 1)

国際会計基準（IFRS）の任意適用、および、 定款変更を伴う決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

DMG 森精機株式会社（以下、「当社」といいます。）は、平成 27 年 1 月 22 日開催の取締役会において、連結財務諸表および連結計算書類について、従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下、「IFRS」といいます。）を任意適用すること、および、平成 27 年 6 月下旬に開催予定の第 67 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、IFRS による連結財務諸表の開示の時期は、平成 27 年 12 月期の第 1 四半期からを予定しております。

記

1. 変更の理由

当社は独国 DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT（以下、「AG 社」といいます。）との協業を深めており、グローバルな工作機械市場でのさらなる成長を目指しております。（本日発表しました「当社連結対象会社（DMG MORI GmbH）によるドイツ DMG MORI SEIKI AG に対する公開買付けの実施についてのお知らせ」をご参照ください）

グローバルスタンダードである IFRS の導入により、財務情報の国際的な比較可能性の向上、グループ内の会計処理の統一を図り、ステークホルダーの皆さまの利便性を高めてまいります。

また、AG 社および当社のすべての連結会社の決算期を統一することで、グループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の効率化を図ってまいります。

2. 決算期変更の内容

現在 : 毎年 3 月 31 日

変更後 : 毎年 12 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 68 期は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となります。

決算期が12月31日以外の連結会社につきましても、同様の変更を行う予定です。なお、決算期が12月31日の連結会社につきましては、従来どおり、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの12ヵ月決算となります。

第69期となる平成28年からは、当社およびすべての連結会社につきまして、1月1日から12月31日までの12ヵ月決算となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (株主総会) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。	第12条 (株主総会) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。
第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
第7章 計 算	第7章 計 算
第46条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年3</u> 月31日までとする。	第46条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までとする。
第47条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3</u> 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。	第47条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12</u> 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。
第48条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>9</u> 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。	第48条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>6</u> 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。
	附則 第46条(事業年度)の規定にかかわらず、第68期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までとする。なお、本附則は第68期事業年度経過後これを削除する。

(2) 日程

第 67 回定時株主総会開催日：平成 27 年 6 月下旬

定款変更の効力発生日：同上

4. (ご参考) IFRS への移行に伴う開示スケジュール (予定)

平成 27 年 5 月：平成 27 年 3 月期 決算短信 (日本基準)

平成 27 年 6 月：平成 27 年 3 月期 連結計算書類 (日本基準)

平成 27 年 6 月：平成 27 年 3 月期 有価証券報告書 (日本基準)

平成 27 年 8 月：平成 27 年 12 月期 第 1 四半期決算短信 (IFRS)

平成 27 年 8 月：平成 27 年 12 月期 第 1 四半期報告書 (IFRS)

5. 今後の見通し

第 68 期の業績見通しにつきましては、平成 27 年 5 月予定の平成 27 年 3 月期決算発表時に公表する予定です。

以 上